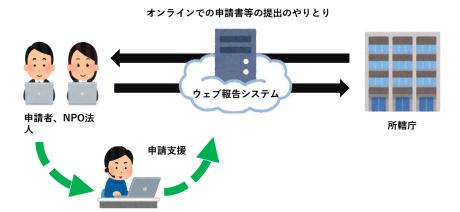
# NPO法に係る申請・届出等の手続が オンラインでできるようになりました!

令和6年4月5日 更新版

東京都では、「内閣府 NPO法人ポータルサイト」内でNPO法に係る申請・届出等手続をオンラインで可能とする「ウェブ報告システム」の運用を令和6年3月1日から開始しました。

※従来通り、書面(窓口持参・郵送)による提出も可能です。

## ウェブ報告システムでできること



代理人・支援者

代理人や支援者のユーザー区分を設定すると、代理人や支援者が申請者等・所轄庁と手続のやり取りができます。

- ▶オンライン上で、申請・届出等の手続を行うことができます。
  - ※手続によっては、原本の送付等オンラインで完結しない場合もございます。
- ▶オンラインで申請・届出等を行った情報がシステム内に保存され、履歴の管理を 行うことができます。
- ▶支援者(行政書士等)にシステムの利用アカウントを付与することで、申請・届出等の手続の支援を効率的に受けることができます。

# 対象となる手続

令和6年3月1日からは、認定法人に係る手続の一部を開始いたしました。 手続の詳細は、東京都のNPO法人ポータルサイトのお知らせをご確認ください。

順次、利用可能な手続を拡大する予定です。利用可能となりましたら、東京都のNPO法人ポータルサイトでお知らせします。

## ウェブ報告システムの利用方法

内閣府NPO法人ポータルサイトにアカウント登録をすることでウェブ報告システムをご利用いただけます。(すでに旧システムでアカウントをお持ちの場合やGビズIDを利用する場合は、不足情報の追加を行うことで利用が可能です。)

アカウントの登録や利用方法等は下記内閣府NPO法人ポータルサイトをご確認ください。

### ▶アカウントの新規登録・ウェブ報告システムの利用マニュアルについて

https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/create/confirmation?flag=create-user

### ▶ウェブ報告システム ログイン トップ

https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login

※ログイン方法について説明動画が下部に掲載されていますので、ご活用ください。

## ウェブ報告システムの利用に係る留意点

「ウェブ報告システム」は、現在も内閣府により一部機能等について順次改修作業が進められている状況です。ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## ▶ウェブ報告システム上の事前相談は受け付けておりません。

内閣府のシステムの仕様上、事前相談機能が利用できるようになっていますが、東京都で はウェブ報告システムによる事前相談等は受け付けておりません。これらの機能をご利用い ただいても、返答できませんのでご了承ください。

東京都では、設立運営に関する説明会や個別相談、認定申請に関する事前相談を行っています。詳しくは、東京都のNPO法人ポータルサイトをご覧ください。

## ▶ウェブ報告システムによる申請書等の提出の場合、様式への押印は不要です。

ウェブ報告システムによる申請書や届出の提出の場合は、都が定める様式の押印欄に係る 押印は不要です。ただし、法人が作成する議事録に係る署名等については、定款に従った運 用となりますので、ご注意ください。

# ウェブ報告システムの操作等に関するお問い合わせ先

アカウントの登録やシステムの操作方法等に関しては、下記サポートデスクまでお問合せください。

※東京都へお問い合わせいただいた場合でも、こちらのサポートデスクをご案内させていただきますので、ご了承ください。

#### ▶サポートデスク電話番号 0120-876-531

※受付時間:平日9:30~11:59、13:00~18:00 (令和6年4月1日より受付時間が変更となりました。)

#### ▶ウェブ報告システム内 問い合わせフォーム

※内閣府NPOホームページ又はウェブ報告システム内の「お問い合わせ」フォームでお問い合わせください。

#### 東京都 生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課 NPO法人担当

電話番号:03-5388-3095 (受付時間:開庁日9:00~17:45)

#### ▶NPO法人ポータルサイト

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo houjin/